

令和 7 年度

山口県防災会議

令和 7 年 5 月 3 0 日

山口県庁 正庁会議室

会 議 次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題：山口県地域防災計画の修正 頁

(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策に基づく修正 …… 1

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正 …… 5

4 報告

(1) 各種訓練の実施について …… 7

(2) 山口県国土強靱化地域計画の進捗状況等について …… 8

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化について …… 10

(4) 山口県地震・津波被害想定の見直しについて …… 12

(5) 防災気象情報の体系整理について …… 別添

(6) 赤十字防災セミナーについて …… 別添

5 閉会

〔配付資料〕

・山口県防災会議配席表及び山口県防災会議出席者名簿	
・宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関するお知らせ	資料1
・山口県国土強靱化地域計画に基づく令和6年度取組状況	資料2
・令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化について	資料3
・防災気象情報の体系整理について	資料4
・赤十字防災セミナーについて	資料5
・山口県地域防災計画新旧対照表（案）	資料6

議題：山口県地域防災計画の修正

(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策に基づく修正

令和6年能登半島地震の課題を踏まえた防災・減災対策を進めるため、所要の修正を行う。

体制

1 衛星インターネット機器の整備

(1) 経緯

<課題等>

通信障害等が発生し、復旧までの通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難で意思疎通の手段に制約が生じた。

<対 策>

県内各避難所で災害時にも各種システムや情報通信が使用可能となるよう、全市町分の衛星インターネット機器を導入する。

(2) 概要

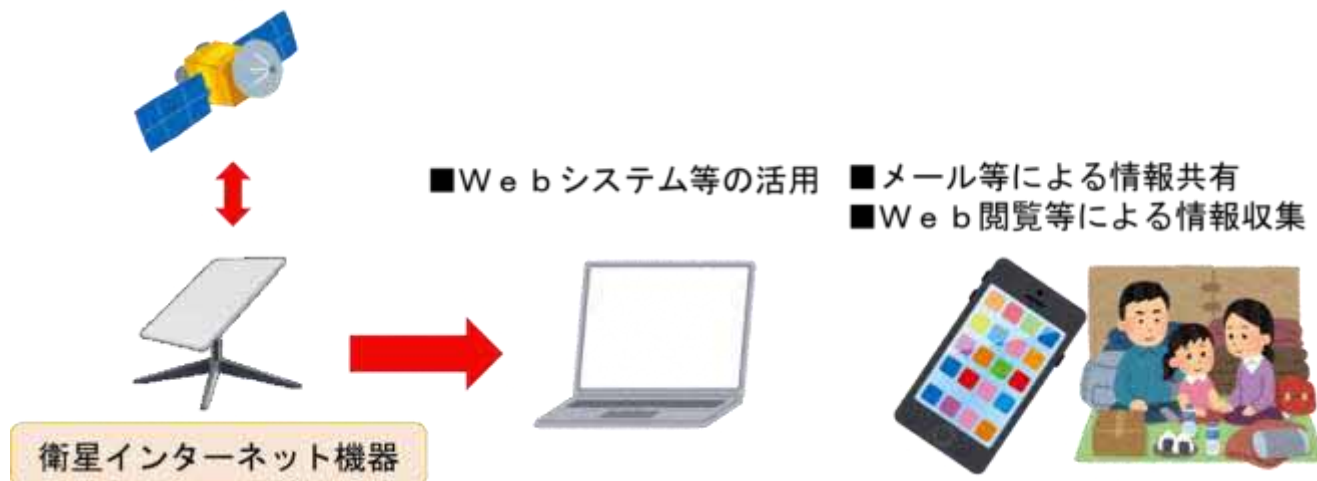
- 衛星インターネット機器（通信衛星と直接通信し地上でのインターネット利用を可能とする機器）を新たに導入（20台）。
- 災害対策業務に当たる県内8地域の出先機関（県民局等）を中心に分散配備し、必要に応じて市町へ貸出を行うことにより、各市町避難所等への広域支援体制を構築する。

(3) 地域防災計画の修正内容

以下の文言を追加

[3 編:災害応急対策計画-2 章:災害情報の収集・伝達計画-3 節:通信運用計画-1 項:通信の確保]

- 災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、衛星インターネット機器を使用して、通信の確保を図る。



物 流

2 ドローンを活用した緊急物資輸送体制の構築

(1) 経緯

<課題等>

- 交通網の寸断により、支援物資の搬入等に大きな支障が生じた。
- ヘリコプターの離着陸場所等がない場合は徒歩による輸送手段がなく、孤立した集落等への物資輸送には多くの時間を要した。

<対 策>

- 災害時、交通網の寸断により孤立した集落や避難所等に速やかに支援物資を届けることができるよう、物資搬送ドローンを活用した緊急物資輸送体制を構築する。

(2) 概要

- モバイル通信を用いた目視外飛行での物資搬送に係る実証事業を実施。
- 実証事業を踏まえ、運航に係るマニュアルを作成し、県内各地で物資搬送ドローンによる目視外飛行が運用可能な体制を構築。

(3) 地域防災計画の修正内容

以下の文言を追加

[3 編:災害応急対策計画-8 章:緊急輸送計画-3 節:輸送車両等の確保-1 項:輸送手段の確保措置]

- 他の輸送手段による輸送が困難な場合等は、ドローンを活用した輸送を検討するものとする。

<参考：能登半島地震での活用事例（出典：R6内閣府資料）>

能登町の物資集積所から道路が遮断された施設まで飛行



3 被災者の受入れ先確保に向けた広域避難体制の整備

(1) 経緯

<課題等>

- 市町の区域を越えた広域一時滞在（広域避難）が生じる中、被災者情報の把握・集約に手間取り、避難者の不安につながった。
- 一方で、石川県が「1.5次避難所」を県運営で開設し、被災地での生活が困難な避難者について、2次避難までのつなぎとして避難者を集約し、2次避難所へのマッチングを実施した。

<対 策>

- 早期に被災者の生活環境の確保を図るため、避難所・避難者管理に係るシステムを活用した広域避難調整を実施。
- 広域避難の受け皿となる広域避難所の整備に向けた検討を実施。

(2) 概要

- 全市町共通のシステムである被災者生活再建支援システムに、避難所・避難者情報管理機能等を追加し、避難者の状況を把握・管理するとともに、迅速な広域調整を実施。
- 広域避難所の整備に向けた検討の一環として、設置・運営に係る計画を作成の上、広域避難所を選定（来年度以降、地域防災計画に反映予定）。

(3) 地域防災計画の修正内容

広域避難を実施する際、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用する旨追加。

<追記する文言 ※下線部>

[2 編:災害予防計画-7 章:避難予防対策-2 節:県のとるべき措置]

- 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行うとともに、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、広域調整を行う。

[3 編:災害応急対策計画-5 章:避難計画-2 節:避難所の設置運営-4 項:広域一時滞在]

- 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに、避難所を開設し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受け入れ体制を整備する。

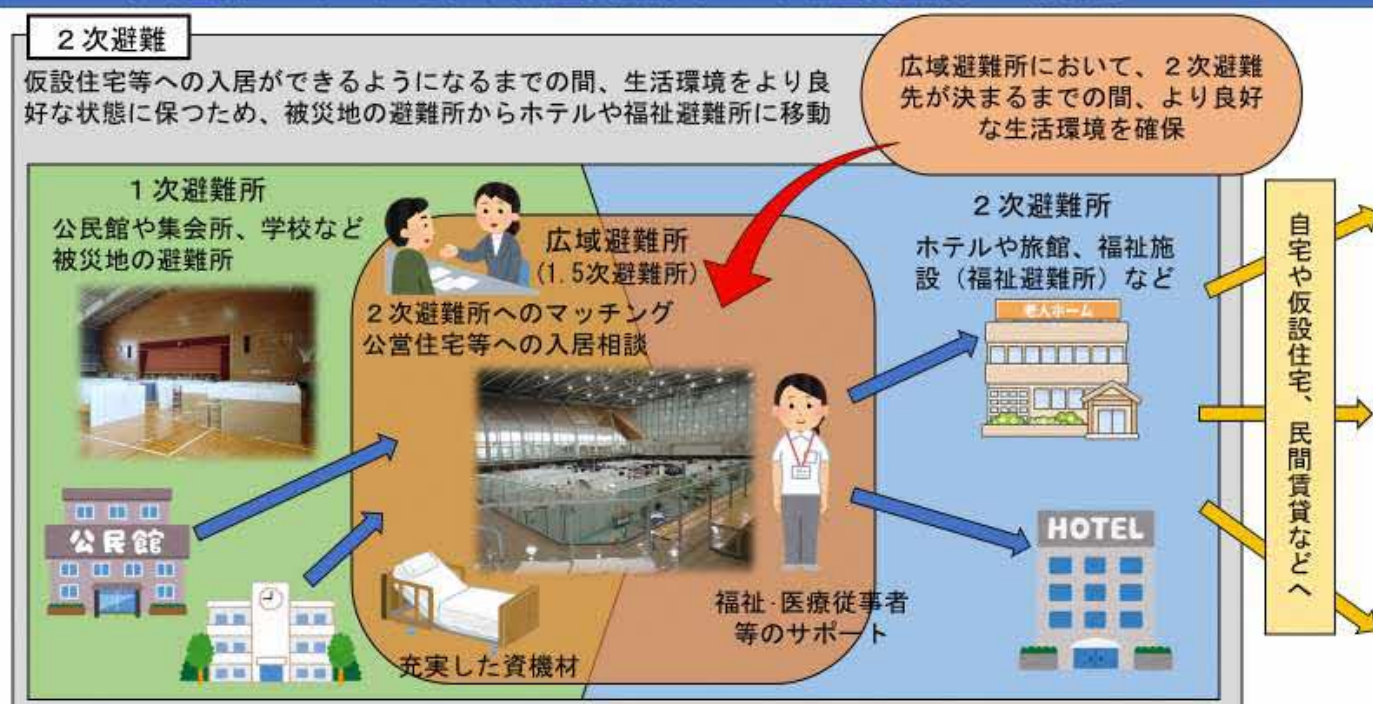
○知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、被災者の受け入れ体制を整備させる。

<参考：被災者生活再建支援システムの概要>

機能区分		既存機能	追加機能
1	避難行動要支援者名簿の作成	○	
	個別避難計画の作成 ・抽出機能（優先度が高い人やハザードマップを選択して危険な場所に住む人の抽出）	×	○
	避難所情報の登録	×	○
	避難所関連機能 （・避難所の開設状況や、停電・断水等の状況を一元把握） ・避難者名簿の作成、外出状況も含めた人数の管理、 避難者の配慮事項の把握	×	○
2	罹災証明書の受付	○	
3	住家の被害認定調査（現地調査）	○	
4	罹災証明書の交付	○	
5	被災者台帳の作成	○	
6	被災者台帳の照会	○	

<参考：2次避難における広域避難所(1.5次避難所)の役割について>

2次避難における広域避難所(1.5次避難所)の役割について



1 経緯

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を教訓として、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行された。

本県では、令和7年4月1日に法に基づく規制区域を概ね県内全域で指定※して運用を開始した。

※中核市（下関市）の規制区域は、市が指定

※規制区域は、別添「資料1」のとおり

2 規制の概要

規制区域指定後に新たに行われる一定規模を超える盛土等については、許可又は届出が必要となり、許可手続きにおいてその安全性を確認する。

また、既存の盛土等については、所在する位置を把握し、必要に応じて、安全性把握のための調査や経過観察等を行う。なお、危険性が確認された盛土等に対しては、勧告や改善命令等の必要な措置を行う。

3 山口県地域防災計画の主な修正内容

法改正に伴い、規制区域及び規制対象行為が変更となったことにより以下の内容を修正。

- 第2編 第4章 自然災害に強い県土の形成における「危険区域の設定」から「宅地造成工事規制区域」を削除し、新たに「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を追記
- 第2編 第4章 第1節 県土の現況と保全対策に「第7項 盛土」を追記
- 第3編 第1章 第1節 第4項 所掌事務の追記
（現 行）宅地開発に伴う防災に関すること
（修正案）盛土等及び宅地開発に伴う防災に関すること

【参考：宅地造成等規制法（旧法）と盛土規制法（新法）の比較】

項 目	宅地造成等規制法（旧法）	盛土規制法（新法）
法の目的	<u>宅地造成</u> に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止	<u>宅地造成、特定盛土等※又は土石の堆積</u> に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止
規制区域	○宅地造成工事規制区域 <u>宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域</u> (下関市、岩国市、周南市の一部で指定)	①宅地造成等工事規制区域 <u>宅地造成・特定盛土等※・土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域</u> ②特定盛土等規制区域 上記以外の区域 (概ね県内全域を①又は②に指定)
規制行為	<u>宅地造成</u> に関する工事	<u>宅地造成・特定盛土等※・土石の堆積</u> に関する工事

※特定盛土等：宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、政令で定めるもの

【報告】

(1) 各種訓練の実施について

1 総合防災訓練（5月25日（日））

(1) 目的

- ・災害時における対応の手順等の確認・習熟
- ・住民主体の訓練による自助・共助の推進
- ・防災関係機関の連携強化
- ・防災意識の高揚に向けた普及啓発

(2) 訓練内容

住民避難訓練（住民避難・避難所設営運営訓練）、実動訓練（陸上・海上での救助・救出訓練）、展示・体験訓練（関係機関の防災に関する取組を紹介）

(3) 会場

- ・山口市（株式会社ファーストリテイリング、きらら浜）
- ・防府市（道の駅 潮彩市場 防府）

2 原子力防災訓練（開催時期調整中）

(1) 目的

伊方発電所の原子力災害時における国、地方公共団体、原子力事業者等関係機関相互の協力体制の強化

(2) 訓練内容

緊急時通信連絡訓練、住民情報伝達・避難訓練、オフサイトセンター運営訓練等

(3) 会場

上関町、山口県庁

3 救援物資配送訓練（開催時期調整中）

(1) 目的

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、物資の要請から避難所への配送まで一連の実動訓練を民間事業者等と連携して実施

(2) 訓練内容

各種協定を活用した物資調達・配送、物資システムを利用した要請状況把握や物資管理等

(3) 会場

周防大島町

4 その他の訓練

Lアラート全国合同訓練、シェイクアウト訓練 等

【報告】

（２）山口県国土強靱化地域計画の進捗状況等について

国土強靱化について、県・市町・関係機関等が連携・協力し、一体となって取り組んだ結果、概ね重要業績評価指標の向上が図られている。【資料２】

令和７年３月には計画の改定を行ったところであり、全指標の目標達成に向けて、今後ともハード・ソフト両面から取組を実施する。

１ 取組状況

５年間の計画期間（R2～R6）の最終年度となる令和６年度において、４８の指標が目標値を達成又は指標値が上昇（全指標の８４％）

【重要業績評価指標（K P I）の達成状況】

説明	K P I
目標を達成	37
計画時から指標値が上昇	11
計画時から指標値が横ばい	9
合 計	57

《主な取組》

◇大規模自然災害に備えた施設整備

- ・ 47 河川の河川改修、2 ダムのダム建設等を実施
- ・ 山陰道や小郡萩道路をはじめとした高規格道路、身近な生活道路の整備を推進
- ・ 184 箇所において、土砂災害防止施設の整備や修繕等を実施

◇生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策

- ・ 緊急輸送道路の橋梁や離島架橋等の耐震補強等を実施
- ・ 老朽化したため池の改修や放棄されたため池の廃止等を実施
- ・ 個別施設計画に基づく修繕・更新を実施

◇ライフライン・サプライチェーンの確保

- ・ 再生可能エネルギーの導入促進

◇中山間地域における防災対策

- ・ 治山事業により 20 地区において治山ダム等の整備を実施

◇地域防災力の充実強化

- ・ 全小中学校に避難カードを配布したほか、小学校を対象に防災学習講座を実施
- ・ 自主防災アドバイザー養成研修等を実施

◇防災・危機管理体制の充実強化

- ・ 信号機電源付荷装置の整備を実施
- ・ 宇宙航空研究開発機構（JAXA）、山口大学との情報伝達訓練の実施や、「衛星リモートセンシング防災利用推進協議会」を開催

2 計画改定の概要

(1) 計画期間

○ 令和7年度～令和11年度

(2) 基本的な方針の整理

○ 国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、「防災インフラの整備・管理」「ライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用」などの5本柱を新たに整理

(3) 「施策分野」の追加

○ 効果的な取組を推進するため、施策分野に「デジタル活用」を追加

(4) 施策の追加・拡充

施策分野	追加・拡充等した主な施策
保健医療・福祉	要配慮者対策の促進
情報・通信	孤立防止のための情報伝達体制の整備
国土保全・土地利用	津波・高潮対策の推進、洪水対策の推進
デジタル活用	建設DXの推進、オープンデータ化の推進、被災者生活再建支援システムの活用

3 令和7年度の主な事業

分野 No.	施策分野	令和7年度当初予算	
		事業	予算額(百万円)
1	行政機能／警察・消防	消防防災ヘリコプター運営事業	554
2	住宅・都市／環境	民間建築物耐震改修等推進事業	32
3	保健医療・福祉	障害者福祉施設整備費補助事業	450
4	産業・エネルギー	省・創・蓄エネの導入促進事業	418
5	情報・通信	山口県防災行政無線再整備事業	900
6	交通・物流	公共事業（道路・港湾）	26,527
7	農林水産	経営体育成基盤整備事業	2,972
8	国土保全・土地利用	公共事業（河川・総合開発等）	12,246
9	リスクコミュニケーション	地域防災力充実強化事業	8
10	人材育成	建設産業活性化推進事業	17
11	官民連携	災害時福祉支援体制整備事業	10
12	老朽化対策	老朽化対策 ※他分野で実施する事業と重複	—
13	研究・技術開発	研究・技術開発 ※他分野で実施する事業と重複	—
14	デジタル活用	防災DXによる広域避難体制整備事業	43

【報告】

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化について

1 概要

- 有識者による検討委員会を設置し、能登半島地震における課題の検証を通じて本県の防災・減災対策や地震・津波被害想定の見直しを実施。
- 「体制」「物流」「避難」等の分野ごとに対策を取りまとめ、見直しが可能な対策から早急に着手するとともに、予算化が必要な取組について令和7年度県当初予算において計上。

2 山口県地震・津波防災対策検討委員会 (R7.3.31 時点)

所属・役職	氏名	備考
山口大学 名誉教授	(会長) 三浦 房紀	前回検討委員会会長
山口大学 名誉教授	山本 晴彦	防災会議 防災対策専門部会委員
山口大学大学院創成科学研究科 教授	鈴木 素之	
山口大学大学院創成科学研究科 教授	稲井 栄一	
山口大学大学院創成科学研究科 教授	朝位 孝二	
山口大学大学院創成科学研究科 教授	麻生 稔彦	
山口大学大学院創成科学研究科 教授	太田 岳洋	
山口大学人文学部 教授	高橋 征仁	
山口大学教育学部 准教授	楮原 京子	
下関地方気象台 台長	小島 直美	
日本防災士会山口県支部 女性部長	坂本 京子	防災会議委員
山陽小野田セーフティネットワーク 会長	岡本 志俊	
下関市総務部防災危機管理課 課長	安田 直司	
山口市総務部防災危機管理課 課長	伊藤 一孝	防災会議委員 (県市長会代表(防災会議出席) の防災担当課長)
萩市総務部防災危機管理課 課長	中村 真二	
岩国市総務部危機管理課 課長	藤村 聡明	

3 防災・減災対策の主な取組

- 地域防災計画の修正を伴う3つの主な取組（衛星インターネット機器の整備、ドローンを活用した緊急物資輸送体制の構築、被災者の受入れ先確保に向けた広域避難体制の整備）については、議題(1)のとおり。
- その他の主な取組は次のとおり。

【避難所環境改善推進事業】

(1) 趣旨

避難所における良好な生活環境を早期に確保するため、必要な資機材を整備するとともに、広域避難の受け皿となる広域避難所の整備に向けた検討を実施します。

(2) 事業の概要

○避難所環境改善に必要な資機材の整備

簡易トイレ、炊き出し用資機材、簡易ベッド・テント式パーティション等の資機材を各地域に整備するとともに、必要に応じて市町へ貸出を行うことにより、各市町避難所等への広域支援体制を構築します。



○避難所運営検討部会の設置

能登半島地震での課題等を踏まえ、適切な避難所環境を早期に確保するとともに、市町を越える広域避難を実施することができるよう、有識者や市町等の多様な視点から避難所運営に係る検討を行う避難所運営検討部会を設置します。

○広域避難所運営計画の作成

広域避難所を適切に設置・運営できるよう、広域避難所の設置・運営に係る計画を作成します。

※令和6年能登半島地震を踏まえた対策のとりまとめ結果については、別添「資料3」のとおり。

【報告】**（４）山口県地震・津波被害想定の見直しについて****１ 地震・津波被害想定の見直し**

- 山口県地震・津波防災対策検討委員会において、山口県で今後発生の可能性が最も高いとされ、かつ国において見直しが行われている、南海トラフ巨大地震に係る被害想定から着手。
- 上記見直し結果を踏まえ、本県の防災・減災対策の見直しを検討。

＜被害想定のとりのまとめ時期（想定）＞

- ・ 南海トラフ巨大地震津波被害想定（H26. 3 の見直し）： R6～7 年度
- ・ 県内活断層地震被害想定（H20. 3 の見直し）： R7～8 年度
- ・ 日本海地震津波被害想定（H27. 11 の見直し）： R8 年度

２ 南海トラフ被害想定の見直しに係る検討状況について

検討委員会での検討状況を踏まえ、次のとおり変更する予定。

項 目	国	県 (前回 H26)	県 (今回見直し)
津波浸水想定の対象河川 (河川遡上考慮)	—	13 河川	31 河川
算定単位	250mメッシュ		人口集中地区：125mメッシュ そ の 他：250mメッシュ
人的・建物被害の 発表単位	都道府県単位	市町単位	旧市町（56 市町村）単位
地震発生時の想定 シーン (想定時間帯)	○冬・深夜（5 時） 多くが自宅就寝中で建物倒壊からの逃げ遅れが想定 ○夏・昼（12 時） 多くが自宅以外で被災 ○冬・夕方（18 時） 火気使用が最も多く地震火災が多く想定		左記に加え、観光や帰省で滞留人口が多くなるシーンについても検討

3 経緯と今後の予定

時期		防災・減災対策の検討	地震・津波被害想定の見直し
R 6 年 度	R6. 4. 22	第1回検討委員会	
		・能登半島地震被害状況報告 ・能登半島地震での課題の整理	・見直し方針(スケジュール)の決定
	R6. 8. 19	第2回検討委員会	
		・対策の方向性の説明・検討	・想定的前提条件について
	R6. 11. 6	第3回検討委員会	
		・ <u>今後取り組むべき防災・減災対策の取りまとめ</u>	・データ収集等の経過報告
	R7. 3. 18	第4回検討委員会	
		・ <u>能登半島地震の課題を踏まえた取組(新規事業等)説明(※)</u> ・ <u>避難所運営検討部会の設置</u>	・進捗状況報告 ・普及啓発資料の骨子
R 7 年 度	R7. 5	県地域防災計画等の修正	
	R7. 夏頃	第5回検討委員会	
			・津波浸水想定結果等の報告
	R7. 秋頃	第6回検討委員会	
		・南海トラフ被害想定中間報告を踏まえた対策	・ <u>南海トラフ被害想定結果概要(人的・建物被害)【中間報告】</u>
		第7回検討委員会	
			・ <u>南海トラフ被害想定結果</u>
	R8. 3	第8回検討委員会	
		・南海トラフ被害想定見直しを踏まえた取組 説明	・ <u>最終報告書(案)の公表</u>
R 8 年 度	R8. 5	県地域防災計画等の修正	
	R8年度	・日本海・県内活断層被害想定を踏まえた対策	・ <u>日本海被害想定 公表</u> ・ <u>県内活断層被害想定 公表</u>
R 9 年 度	R9. 5	県地域防災計画等の修正	